



TITLE:

<論文> 「第三の道」以後のシティ  
ズンシップと生涯学習の再編

AUTHOR(S):

吉田, 正純

---

CITATION:

吉田, 正純. <論文> 「第三の道」以後のシティズンシップと生涯学習の  
再編. 京大大学生涯教育フィールド研究 2013, 1: 13-21

ISSUE DATE:

2013-03

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/174244>

RIGHT:

【論文】

## 「第三の道」以後のシティズンシップと生涯学習の再編

吉田正純

On the reconstruction of citizenship and lifelong learning policy  
after the Third Way

Masazumi YOSHIDA

### 1. 「第三の道」と生涯学習論の再編

本稿では「第三の道」におけるシティズンシップ観の変容が、「生涯学習論」へのどのような内容の再編成をもたらし、また課題に突き当たっているのかを考察する。1990年代後半以降の十数年間に、英ブレア政権をはじめ「中道左派」政党がヨーロッパ主要国の政権の座を経験した。2000年代以降も日米を含め主要先進国のほぼすべてが保守党からの政権交代を経験し、典型的な市場原理主義とは異なる政策セットを定着させてきた。この際に採用された「第三の道」は、A.ギデンズやU.ベックらの理論を背景として、従来の福祉国家論とネオリベラリズムの双方を批判し「乗り越える」ことを提唱した。ブレア政権でもよく知られるように、「第三の道」では雇用・コミュニティ政策と結びついた教育の再編が重要課題とされてきた。そこでの教育政策はEU「生涯学習プログラム(Lifelong Learning Program 2007-2013)」のように、かつてユネスコを中心に提唱されたものとはかなり異なる形で、「生涯学習」の概念を再評価・再編成するものであった。

こうした「第三の道」の教育政策は、1980年代以降のネオリベラリズムの影響拡大による格差拡大やコミュニティの解体に対して、教育機会の平等など「公正」を政策的に保障することを訴えるものであった。そのうえで市場経済やグローバリゼーションを前提として受け入れ、利用者・消費者としての「個人」に焦点をあてることに特徴を持つ。それは学習者を均質なサービスの提供の「受益者」ではなく、権利とともに責任をもった「市民」としてとらえるものであった<sup>1)</sup>。それは教育が形成する市民像を、良識ある「地位・資格としてのシティズンシップ」から、能動的に参加する「実践・実質としてのシティズンシップ」へと変容させる方向性を持った<sup>2)</sup>。日本でも「新しい公共」のモデルの一つとなってきた英国のNPMとシティズンシップ教育は、単なる民営化路線でも個人の権利拡大でもなく、市民のコミュニティ・社会への参加をめぐる困難な状況の中で提起された問題だととらえることができる。

「第三の道」に対しては福祉国家的な教育保障を擁護する立場からは、市場経済の役割や個人の責任を強調する点で、ネオリベラリズムと同一である側面が指摘されてきた<sup>3)</sup>。実際2000年代のイラク・アフガニスタン戦争を経て（特に2008年のリーマンショックま

で)、外交・治安での危機管理と経済面の規制緩和が進行し、EU 諸国でも教育再編も「国際競争力」重視に推移したのも事実である。しかしその一方でこうした傾向を批判する論者にあっても、その「インクルージョン（社会的包摂）」や「シティズンシップ（市民性）教育」については、概ね肯定的に評価されているとあってよい<sup>4)</sup>。こうした矛盾した評価は、「第三の道」そのものが持つ二面性を反映したものであるといえるが、そのあいまいさを批判することがここでの目的ではない。むしろネオリベラリズムの市場万能の競争主義に対して、平等主義的な教育保障ではなく、「個人主義の連帯性」（近藤）という一見矛盾した「アイディア」が、一定の社会的合意を得た事実に着目したい<sup>5)</sup>。

これまでの「第三の道」の教育理念・政策についての研究では、「官民パートナーシップ」をはじめ、その行財政・マネジメントに関する関心が中心であった。教育政策全般についてはブレア政権の教育政策を中心に、大田（2010）の「品質管理国家」論や清田（2005）・同（2009）の研究が、旧保守党政権とは異なる教育保障・市民参加の側面に焦点をあてている。清田（2005）は大田同様、ブレア政権の教育政策のサッチャリズムとの連続性を指摘しつつ、それにとどまらないパートナーシップを通じた公共領域の活性化の側面に注目している。また生涯学習政策については奥本（2003）・高橋（2009）の研究が、教育のガバナンスやパートナーシップの理念と実態について分析を加えている<sup>6)</sup>。高橋（2009）は「能動的市民の形成」の両義性を指摘し、「参画型社会」は自由主義的改革が求める社会像でもありとし、批判的にくみ替える可能性について提起している。こうした教育行財政の改革も「第三の道」の一つの重要な側面ではあるが、そのバックボーンとなった教育理念、とりわけシティズンシップ観の変化を明らかにする作業は、必ずしも進んでいるとはいえない。本稿ではまずこの「めざす市民」像の変化を整理したうえで、「包摂」および「参加」という二つの点から、どのように生涯学習論を再編成していったについて考察していきたい。

## 2. 「第三の道」によるシティズンシップの再定義

ギデンズは『第三の道』において、ネオリベラリズムの市場万能主義を批判しながら、「権利には責任がともなう」ことを強調し、利己的ではなく社会的連帯を生む「新しい個人主義」を基礎に置いた。これはベックが主張する、グローバリゼーションのもので複合化する社会的リスクに対して、一律の解決ではなく「個人化」された市民が対応せざるをえない現実を出発点としている<sup>7)</sup>。この「第三の道」が従来の福祉国家論との対比で、新たな「市民」像として、ここでは「包摂型（インクルーシブ）・シティズンシップ」と「参加型（アクティブ）・シティズンシップ」という二つの側面を取り上げたい。

まず「包摂型」のシティズンシップについては、貧困層・社会的不利益層を保障や雇用を受動的に与えられる者ではなく、自立し社会参加する市民となりうる存在としてとらえることに特徴がある。そのためギデンズは、従来型のサービスの消費・給付ではなく、個人の能力を引き出す「積極的福祉」と、そのために人的資本に投資する「社会投資国家」の構築を課題として挙げる。それは肥大化した官僚的国家と貧困層の福祉への依存が、排除を固定化・再生産することで、市民を受動的・消極的な存在に押しとどめると考えるのである。これを受けて政策に具体化したブレア首相は、就任時に発表したパンフレット『「第三の道」—新しい世紀の新しい政治』で、社会的な人的資本への投資を強調し、積極的労

働政策と職業訓練への投資を掲げた。『第三の道』において「生涯教育」は「社会投資」の重点目標の一つとされ、技術の訓練や認知能力の向上のために「自分自身への投資機会の利用を促すよう、政策的な誘導策」を行なうことが提起している<sup>8)</sup>。また「包摂型」のシティズンシップは雇用保障にとどまらず、障害者・高齢者・移民等への積極的福祉を含めた、社会的排除を克服し社会参加を促進するための枠組みとも位置付けられている。

もう一つの「参加型」のシティズンシップについては、ギデンズは「アクティブな市民社会」の構築を掲げ、コミュニティの再生と連帯の強化に市民が積極的に参加することを、政府が支援すべきだとしている。「第三の道」では一般に、コミュニタリアニズムが主張する、市場原理主義による社会の解体に対して、コミュニティへの参加を通じた連帯の回復という展望を引継いでいる。これに対応して前述のブレア論文では、個人の責任・権利とコミュニティ・家族の再生にもとづく、「強固な市民社会」の建設を課題として挙げている<sup>9)</sup>。ここでのコミュニティは地域社会だけでなく、ボランティアなどの市民社会やグローバル社会を含む多義的なものであるが、個人間の紐帯と帰属意識を国家・行政の介入によって強化する性格を持つ。そのため生涯学習においても市民活動への参加、とりわけコミュニティへの能動的な参加を促す「アクティブ・シティズンシップのための教育」が、活動理念の柱として扱われてきた。こうしたシティズンシップ観の変容は、英国のみならず EU をはじめとする国際機関や、「第三の道」を選択した各国の教育政策においても、一定程度共通して取り入れられていった。もちろんその具体化においては、それぞれの社会の分権化の度合いや労働組合の役割といった背景によって実現形態は異なるものの、この「包摂」と「参加」は共通する特徴といえる<sup>10)</sup>。

「第三の道」については従来の左派からは当初より、主に二つの面から批判が繰り返されており、ギデンズらは早い段階で「反論」を行なっている<sup>11)</sup>。一つは「包摂型」シティズンシップに関連して、市場経済とグローバリゼーションを所与として受け入れる点で、ネオリベラリズムと何ら変わるものではなく、教育に競争をもたらすだけのものであるという批判である。これは教育の自由化・規制緩和路線の継承という点では当てはまる点も多いが、実際に労働を含めた市場に対して「公正」を確保するために、国家・行政が介入する事実を軽視する点では一面的であると思われる。いま一つは「参加型」シティズンシップについて、コミュニティや家族といった共同体的な価値を「保守主義」と共有しており、個人の自由を制限する権威主義的政策であるという批判である。これも治安管理や外交政策ではあてはまる点は指摘できるが、伝統的価値とは異なる「自立した市民の連帯」を追求してきた点で同一とはいえない。「第三の道」を批判するとしても、ネオリベラリズムとの共通点のみを指摘して終えるのではなく、相違点と新たな問題提起の背景を明確にしたうえでなければ、なぜ（一時的ではあれ）一定の支持と変革を実現できたかが明らかにはならない。そのため次章以降ではこうした批判を念頭に置きつつ、ネオリベラリズムとの類似点を挙げるよりも、生涯学習論において何を対置したのか、それが従来の成人教育と何が違うのかを明らかにする。そのうえでなぜそうした路線がどのような形で具体化され、またどのような点で自らの理念と相反する結果を生じざるをえなかったのかについて考察する。

### 3. 「包摂型」シティズンシップと生涯学習

「第三の道」は、ネオリベラリズムのもとで進行した雇用の不安定化、とりわけ若年層の失業・社会的排除を問題化し、国家が積極的に労働市場へ関与する立場をとる。それは産業構造の変化に合わせて職業訓練を保障し、求職者に職業スキル・基礎教育を提供することを意味する。そしてそのためのエンプロイアビリティ（雇用されうる能力）を高めることが、被雇用者の権利であると位置づけられた。こうした背景には若年層が十分なスキルや資格を身につけられないまま「自立」できずに、社会に参加できず「排除」されていることを、職業訓練（特に高等教育レベルでの成人学生の教育）の問題ととらえたものである。そこには「雇用からの排除」、特に若年層の不安定雇用の増大によって、コミュニティや人間関係の中でシティズンシップを形成する機会が奪われ、「依存の構造化」（ジョーンズ他 1996）が進むことへの危機感が背景にある<sup>12)</sup>。「包摂」には高齢者を含むあらゆる年代の人々の参加や、マイノリティの排除の克服を目指すことが、社会の一体化と発展にも貢献するという理念も含まれている。

これはグローバリゼーションのもとでの国際競争の激化と、知識・サービス経済への移行を背景とした、労働者の質を高める「社会投資国家」の理念とも一致するものであった。たとえばブレア政権による 1998 年の緑書『学習の時代(Learning Age)』でも、生涯学習の重点として、継続教育カレッジをはじめとした職業訓練の拡大による、「学習への投資」が強調されている<sup>13)</sup>。同緑書は英国において生涯学習を前面に打ち出した最初の教育政策文書であり、シティズンシップ教育導入の中心でもあった D.ブランケット教育雇用相が序文を寄せている。その中心は従来の成人教育やユネスコ的な生涯学習ではなく、16 歳以上の若年層の職業スキル獲得の機会を拡充するための、多様な教育機会への社会的投資が謳われるものであった。また欧州委員会の白書「学習社会に向けて」（1995）やリスボン戦略を受けた「生涯学習に関する覚書」（2000）でも、欧州シティズンシップの形成と並んで、競争力と成長のためのエンプロイアビリティ向上を前面に打ち出していた<sup>14)</sup>。そのため就労または教育訓練を条件とした社会保障の給付によって、「福祉依存」から脱却し自立するインセンティブを高める、「ワークフェア」（ブレア政権においては「ウェルフェア・トゥ・ワーク」）的な面が強調される傾向が強いものであった。それは「第三の道」の特徴である「機会の平等」と「個人の責任」が、教育分野で具体化したものとみることができる。

しかしこのような教育訓練がうたう「機会の均等」では、必ずしも訓練に対応した雇用を保障するものではないため、低成長下では少ないパイの奪い合いにならざるをえない。その背景には労働市場が熟練労働とサービス産業を中心とした非熟練労働に二極化し、増大する後者の「マクドナルド化」した労働では、教育訓練が必要条件ではないため、資格・スキルの「インフレ」が生じることになる。そのため誰もが能力主義的な競争への参加を強いられ、エンプロイアビリティに限定された「結果の格差」が拡大しかねない。たとえばブレア政権下の「福祉のニューディール」において、就職できない場合にも暫定的就労か職業教育を選択するプログラムが導入され、数十万人の雇用を達成したとされる(雇用局)。しかしながらそうした雇用の大部分が、解雇規制の適用外となる不安定なパートタイム労働であり、離職・解雇が繰り返されているとの指摘もある<sup>15)</sup>。また「社会投資国家」による人的資本への援助という発想により、非効率な部分を切り捨て、規格化・質保障の一元

的管理が進むことも指摘される<sup>16)</sup>。特に障害者や高齢者にとって、初めから不利な条件で厳しい努力を強いられるだけにもなりうる。雇用のための教育機会の提供が社会的包摂の条件だとしても、それだけでは社会的・文化的な関係の中で生じている貧困と排除の解決には十分ではない。

こうした就労支援のみを焦点化した雇用・教育訓練に対して、ウィリアムズとウィンデバンクは「もう一つの『第三の道』」として、「全面活動社会(full-engagement society)」を提起する<sup>17)</sup>。「全面活動社会」とは、労働市場のみではなく、コミュニティ活動や育児・介護といった多様な社会参加に対して、所得保障・控除等による支援を行なっていくものとされる。具体的には「能動的市民クレジット」(ACC)や地域通貨 (LETS や時間銀行等)の導入を通じて、市場経済以外のインフォーマルな活動への社会参加を包摂することを提起している<sup>18)</sup>。こうした所得保障の発想はベーシック・インカムとも共通するが、雇用以外の社会的活動(二重活動社会)やコミュニティの「新しい相互性」を導入する点で、「第三の道」を経由しながら越えていく展望を持つものと考えられる。ジャーヴィスも(アーレントを援用して)指摘するように、「現代の労働(labour)が創造的な仕事(work)ではなく、エンプロイアビリティがシステム維持以上のものではなく、人間の条件が市民の潜在性を発揮させていない」ものである以上、労働のみを参加の場とみなすことはできない<sup>19)</sup>。これらは「包摂型」シティズンシップを志向する生涯学習において、雇用の保障を取り入れつつ、より多様な形態での社会参加につながることを支援する枠組みであるといえる<sup>20)</sup>。

#### 4. 「参加型」シティズンシップと生涯学習

「第三の道」における生涯学習論は、個人の「自立と責任」だけではなく、人々が「連帯」と「コミュニティ」を積極的に担う、新たな「参加型」(アクティブ)シティズンシップを提唱してきた。ここでいうコミュニティは「失われた地域の連帯の建て直しを意味するのではなく、近隣、都市、より広い地域を、社会的、物理的に刷新するための実践的手段」(ギデンズ)とされる<sup>21)</sup>。そこではネオリベラリズムによって弱体化した市民の連帯に対して、保守主義的な国家・伝統的価値の強調によってではなく、能動的な参加を組み込んだ「下からの」民主主義による再建を訴える。その一つの柱が「新しい公共」やパートナーシップといった、公共セクターと市民の協働を組み込んだ、参加型・分権的なガバナンスの再編である。こうした行財政改革としての「参加型」の地域づくりについては、特に英国について西山(2008)・金川(2008)など、多くの先行研究が存在する<sup>22)</sup>。そしてもう一方の柱が、コミュニティ・社会への市民の能動的参加を促進し、これを担いうるアクティブ・シティズンシップを育成する生涯学習だといえる。

「第三の道」は一般には共同体の役割を重視するコミュニティアリズムの影響が強いとされ、個人の自由の保障だけではなく、コミュニティへの参加を「市民の責任」と位置づける<sup>23)</sup>。これは教育・福祉などの社会サービスを、自らのニーズに合わせて提供される「権利」とみなすと同時に、利用者がボランティアや運営・予算の自己負担も含めた「責任」を担うことを要請するものである。ブレア政権が2000年以降にナショナルカリキュラムの中に取り入れた「シティズンシップ教育」も、子どもに「健全な市民」としての価値・知識を伝えるだけではなく、市民の能動的参加そのものを活性化する意図をもっていた<sup>24)</sup>。学校教育に比べ自発的参加を前提とする生涯学習では、知識・スキルとして「市民性」を

身につけるといよりも、ボランティアな活動を活性化することへの間接的な支援が中心のため、多様な市民活動を通じた学習が含まれる。

しかし生涯学習における「参加型」のシティズンシップもまた、国際競争力をもった労働力の形成や、福祉・社会サービスの「民営化」といった文脈と切り離すことはできない。生涯学習を含め、「第三の道」の市民の「能動性」の関心自体が、市民の政治的・社会的な消極性の克服のために、人々を「消費者・顧客」として市場に参加させる動機によるものである。それはいわゆる「強い個人」を前提とするため、十分な参加条件の保障がなければ、積極的な役割を担えない者をかえって「客体化」する結果にもなりうる。また「参加の強要」による共同体動員型社会へ至る危険性もあり、能動的にならない者を義務として参加させることは、自発的な生涯学習とは相いれないものにならざるをえない<sup>25)</sup>。こうした指摘自体は「第三の道」以前からも存在したものの、「9.11」とイラク戦争以後の治安・社会秩序の再編の中で、改めて「参加と動員」をめぐる議論が浮上したと考えられる。

このような「第三の道」の生涯学習論における「参加型」シティズンシップは、コミュニティにおける能動性と強制、責任と義務の緊張関係を必然的に内包する。特に職業訓練や学校教育などフォーマルな教育のみで能動的参加を「教える」ことには、原理的な矛盾と限界が存在する<sup>26)</sup>。全国継続教育生涯学習審議委員会の議長も務めたフライヤー(2003)は、シティズンシップのための学習が、「日常的な生活と『実践的シティズンシップ』への参加という面で、インフォーマル・ノンフォーマルを含めて継続的に、経験すべてのなかに織り込まれる」必要性について言及している<sup>27)</sup>。ここで強調されるインフォーマル学習とは、資格・スキルの獲得を目的とした職業訓練を中心とする生涯学習に対して、自発的な市民活動やコミュニティ活動といった実践を通じた学習を指している。そうした学習は必ずしも行政との「パートナーシップ」に包摂されるものだけではなく、社会運動や NGO など、時には対立・緊張関係を含む。メリル(2003)もまた成人教育で資格・競争・市場化といった用語を無批判に用いることに疑問を投げかけ、「アクティブ・シティズンシップと参加型民主主義が学習社会において開花するためには、人々がローカルなコミュニティや、より広い社会の発展に貢献する責任を担うことが必要」と述べる<sup>28)</sup>。すなわち形式的・抽象的な「参加」ではなく、実際に参加するコミュニティの意思決定・合意形成のプロセスを含めた学習を焦点づけることが課題となるだろう。こうした能動的参加の「実質化」は、生涯学習としてのシティズンシップの焦点の一つになり得るものだと考えられる。

## 5. ポスト「第三の道」の生涯学習論にむけて

「個人の自立」が強調される背景には、かつて福祉国家のもとで地域・企業・家族の共同体を通じて人々の生活保障を担うシステムが、グローバリゼーションと個人（主義）化によって成立しえなくなったことが背景にある。山口(2005)はこれを「リスクの多層化」と呼び、雇用や福祉など「生活へのリスク」への不安の深化にも関わらず、そうしたリスクを「社会化」するための合意ができていない点を指摘する<sup>29)</sup>。生涯学習においても従来の福祉国家が前提とした地域社会・ライフコース像は解体・多様化し、均質な学習機会の保障だけでは対応しきれない課題が増大している。そうした課題に対しては国家・行政によって計画された解決策の提示ではなく、市民社会自体の学習をつうじたネットワーク型のガバナンスによってしか対応できなくなりつつある。

「第三の道」の生涯学習論が「包摂型・参加型」のシティズンシップを提起したのは、こうしたリスクに対応する合意形成のプロセスとして不可欠であるからであった。これに対しネオリベラリズムと親和性が高いとされる「新保守主義」は、治安・安全保障など外部の「敵」を排除し、教育を中心に民族や伝統的な価値への同化を強めることを主張する。しかし「自立した市民の連帯」によって対立を越えんとする「第三の道」の「合意型モデル」では、能動的に「参加」する可能性のある層しか「包摂」できないため、不満を持つ層が「参加」を拒絶し、あらかじめ排除されることが指摘される。ムフ(2008)はこの現実存在する対立を回避するモデルこそ、既存の体制への批判という「政治的情念を表現するための回路」としての、「右翼ポピュリズム」の台頭を招いたと指摘する<sup>30</sup>。生涯学習においても、多様性や葛藤を軽視して合意のみを強調する「参加」やコミュニティへの「包摂」は、その理念と裏腹の結果を生じざるをえないだろう。

宮本(2009)が指摘するように、『第三の道』も、またその批判者たちも、グローバル・リスク社会に現実直面に直面する市民に通用する体系的ヴィジョンを示すことには成功しないまま、大きく舞台は回ってしまった」(p9)とさえいわれる<sup>31</sup>。それでも「ポスト」第三の道という語を用いるのは、ネオリベラリズム的価値が教育の世界でも席巻するなか、個人とコミュニティの現実に対応しようと試みた第三の道の問題提起を足掛かりとすることなしに、議論を進めることはできないと考えるからである。その代替案を示すことは容易ではないが、生涯学習における「包摂」や「参加」の理念を踏まえつつ、その葛藤のダイナミズムを含めて具体的事例について実証的に検証していくことを、今後の課題としたい。

## 注

- 1 ギデンズ(1999)『第三の道』、佐和隆光訳、日本経済新聞社。宮本孝二「『第三の道』の社会理論—ギデンズの社会理論」、桃山学院大学社会学論集 41-1、pp3-11。
- 2 吉田正純(2011)『実践・実質』としてのシティズンシップ教育への転換—総合的な学習と生涯学習を架橋する論理」、特に pp61-64。
- 3 こうした「第三の道」(特にブレア政権)の教育政策への評価として、A.カリニコス『第三の道を越えて』、中谷義和監訳、日本経済評論社、pp78-91。また佐貫浩(2002)『イギリスの教育改革と日本』、高文研、pp191-196。
- 4 佐貫(2002)『イギリスの教育改革と日本』、高文研。佐貫浩・世取山洋介(2002)『新自由主義教育改革—その理論・実態と対抗軸』、大月書店、等。
- 5 近藤康史(2008)『個人の連帯』、勁草書房、pp175-182。
- 6 大田直子(2010)『現代イギリス「品質保証国家」の教育改革』、世織書房、pp138-166。清田夏代(2005)『現代イギリスの教育行政改革』、勁草書房、pp122-166、および同(2009)「英国における教育行財政制度」、『南山大学アカデミア人文・社会科学編』89、pp136-146。高橋満(2009)『NPOの公共性と生涯学習のガバナンス』、東信堂、pp48-52。奥本香(2003)「イギリスの生涯学習政策」、『生涯教育学会年報』24、pp187-199。
- 7 ギデンズ前掲、pp67-73。U.ベック(1998)『危険社会』、東廉・伊藤美登里訳、法政大学出版局、pp155-160。ベック・ギデンズ・ラッシュ(1997)『再帰的近代化』、松尾精文他訳、



- 而立書房、pp30-48。
- 8 ギデنز前掲、pp197-213。T.ブレア（生活経済研究所訳）（2001）『「第三の道」—新しい世紀の新しい政治』、『生活経済政策』編集部編『ヨーロッパ社会民主主義「第3の道」論集Ⅱ』所収、pp15-23。
  - 9 ギデنز前掲、pp137-154。ブレア前掲、pp15-23。
  - 10 W.メルケル(2000)「社会民主主義の『第三の道』」、『生活経済政策』編集部編『ヨーロッパ社会民主主義「第3の道」論集』所収、pp15-30。もう一つの重要な特徴として「コスモポリタンの多文化主義」があげられるが、本稿では省略する。
  - 11 ギデنز（2003）『第三の道とその批判』、今枝法之・干川剛史訳、晃洋書房、特に pp31-58。また土居充夫（2010）『「第3の道」序説』、晃洋書房、pp42-46も参照。
  - 12 岩田正美（2008）『社会的包摂』、有斐閣、pp166-177。吉原美那子（2005）「イギリスにおける包摂的教育の政策とその特質」、『東北大学大学院教育学研究科研究年報』53(2)、pp76-78。G.ジョーンズ・C.ウォーレス（宮本みち子監訳）（1996）『若者はなぜ大人になれないのか』、新評論、pp53-88。A.ファーロン「NEET—イギリスからの報告」、乾彰夫編著『不安定を生きる若者たち』、大月書店、pp109-112。
  - 13 DfEE（2008）, *Learning Age: A Renaissance for a new Britain*. A. Hodgson and K. Spours（1999）, *New Labour's Educational Agenda*, Routledge Falmer, pp23-47。山田寛之（2004）「イギリスの継続教育カレッジにおける高等教育と成人学習—カリキュラム・教育活動・学習活動についての参与観察—」、『法政大学キャリアデザイン学会紀要』1、pp97-100。
  - 14 吉田前掲（2011）pp67-68。
  - 15 *Employment Agency*（2001）, *New Deal: Facts and the Future*. 阪野智一（2001）「自由主義的福祉国家からの脱却?」、宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』、ミネルヴァ書房。
  - 16 大田前掲(2010)pp167-173 など参照。
  - 17 C. C. Williams and J. Windebank(2003), *Poverty and the Third Way*, Routledge, pp135-145。山口他前掲(2009)宮本 pp91-96。
  - 18 Williams and Windebank 前掲(2003)pp144-164。
  - 19 P. Jarvis（2008） *Democracy, lifelong learning and the learning society: active citizenship in a late modern age*, Routledge, pp44-50。
  - 20 U.ベックの「市民労働」構想もこうした「労働」概念の拡張を試みたものの一つ。「山口宏（2008）「個人化、そして社会参加と自己責任論の対立を超えて—選別としての社会参加から、ベーシック・インカムへ」、『日本福祉大学社会福祉学部・日本福祉大学福祉社会開発研究所』『日本福祉大学社会福祉論集』119、pp111-113参照。
  - 21 ギデنز前掲(1999)、p139。
  - 22 西山康雄・西山八重子(2008)『イギリスのガバナンス型まちづくり—社会的企業による都市再生』、学芸出版社。金川幸司(2008)『協働型ガバナンスと NPO—イギリスのパートナーシップ政策を事例として』、晃洋書房。
  - 23 菊池理夫(2004)『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』、風行社、pp189-216。
  - 24 例えばクリック（2011）『シティズンシップ教育論』、関口正司監訳、法政大学出版局、pp137-158「シティズンシップと教育」参照。

- 25 岩橋法雄 (2007) 「英国ニュー・レイバーの教育改革—サッチャー教育改革との継続性と断絶について」、『琉球大学人間科学』 20、pp7-17 など。
- 26 Borg and Mayo (2005), The EU Memorandum on Lifelong Learning: Old wine in new bottles?, In: *Globalisation, Societies and Education*, 3(2).
- 27 R. H. Fryer(2006) Promises of Freedom: Citizenship, belonging and lifelong learning, NIACE, pp11-22.
- 28 B. Merrill (2003) Adult Education and Citizenship: A European Perspective, In: P. Coare and R. Johnston Eds., *Adult learning, citizenship and community voices*, NIACE, pp22-29.
- 29 山口二郎・宮本太郎・小川有美編(2009) 『市民社会民主主義への挑戦』、山口「ニューレーバーはモデルたりうるか？」 pp43-51.
- 30 ムフ(2008) 『政治的なものについて』、酒井隆史監訳、明石書店、pp99-110。
- 31 山口二郎他編(2009)前掲、特に宮本・小川「市民社会民主主義は可能か」、pp7-23。